

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年5月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後

別表第1（第2条関係）

番号	区域
略	……略……
3	令和7年3月28日付け立川市告示第372号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）
略	……略……

別表第2（第3条～第7条関係）

1及び2 ……略……

3 村山工場跡地地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
D地区	……略……			建築物の外壁又はこれに代わる柱は、 <u>計画図</u> に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路

改正前

別表第1（第2条関係）

番号	区域
略	……略……
3	平成29年11月14日付け立川市告示第256号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）
略	……略……

別表第2（第3条～第7条関係）

1及び2 ……略……

3 村山工場跡地地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
D地区	……略……			建築物の外壁又はこれに代わる柱は <u>計画図</u> に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路上

				上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。					に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。
略	……略……	略	略	……略……	略	……略……	略	略	……略……
F地区	……略……	略	略	……略……	F地区	……略……	略	略	……略……
G1地区	<u>1 法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所及び第6号に掲げる畜舎</u> <u>2 法別表第2(へ)項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫</u> <u>3 法別表第2(る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</u>		<u>25メートル</u>	<u>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。</u>					

4～9	……略……	4～9	……略……
備考	……略……	備考	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。